

# 文教委員会報告資料

令和2年8月20日

報告事項件名	頁
(教育指導部) 報告事項なし	
(学校運営部)	
(1) 令和2年度自然教室の中止について……………	2
(2) 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について……………	4
(子ども家庭部)	
(3) 区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討内容について……………	6
(4) 小学校特別支援学級（固定）の新設について……………	8

( 教 育 委 員 会 )

# 文教委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	令和2年度自然教室の中止について
所管部課名	学校運営部学務課
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、5月から予定していた自然教室を延期し、状況を見ながら9月以降に実施することとしていた。 自然教室の実施について改めて検討した結果、下記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 実施の可否</b> 以下の自然教室を中止とする。 小学校5年生：鋸南自然教室 令和2年9月～令和3年3月(2泊3日) 小学校6年生：日光自然教室 令和2年9月～12月(1泊2日) 中学校1年生：魚沼自然教室 令和2年9月～12月(2泊3日)</p> <p><b>2 中止の理由</b> (1) 新型コロナウイルスの感染拡大 5月25日に全国で緊急事態宣言は解除されたものの、その後、東京都では感染者が急増し、7月15日に東京都は、「感染が拡大していると思われる」として、4段階ある警戒レベルのうち最も深刻な表現に引き上げている。また、東京都以外でも、過去最多の新規感染者が出ている府県が相次いでいる。 (2) 他県への移動や外出の自粛要請 東京都居住者の旅行は、当面GoToトラベル事業の対象外とされ、また、東京都では7月23日からの4連休中の不要不急の外出自粛要請が出された。 (3) 23区の学校宿泊行事 他区における本年度の学校の宿泊行事は、実施を延期している一部の区を除き、中止を決定している。</p> <p><b>3 今後の課題と対応</b> (1) 観光会社(バス契約会社)への補償 バス契約は、単価契約のためキャンセル料は発生しないが、バスの手配や延期、増便に伴う再調整などを実施したことにより、観光会社に入件費等の損害が見込まれるため、別途弁護士に相談する。 (2) 宿泊行事と体験活動の検討 来年度以降も、新型コロナウイルス感染状況が収束する保証はない。ワクチンと特効薬が開発・普及するまでには数年間要するとも言われて</p>

	<p>おり、それまでの間、宿泊行事の実施は困難な可能性が高い。</p> <p>しかしながら、校外における体験活動は、学校生活の中では体験することができない貴重な経験となり、また自然や地域文化に親しむことができる機会ともなる。今後、宿泊を伴わない校外体験活動なども視野に入れ、代替事業について校長会と協議・検討を進めていく。</p>
問題点 今後の方針	

# 文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和2年8月20日

件 名	北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について														
所管部課名	学校改築担当部学校改築担当課 学校運営部学校施設課														
内 容	<p>北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 基本構想・基本計画の概要</b></p> <p>(1) 基本方針 「出会いと発見の学び舎」</p> <p>ア 新たな出会いと発見を生む、充実した学習環境</p> <p style="margin-left: 20px;">① 快適で安全な生活環境が整った学習環境 ② 時代の変化に対応できる施設 ③ 成長を実感できる教育施設 ④ 情報社会に対応できる施設</p> <p>イ 地域の拠点となる学校</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 地域のシンボルとしての施設 ⑥ 地域防災の拠点としての施設 ⑦ 地域に開かれた施設</p> <p>ウ 新たな生活様式への対応や環境への配慮</p> <p style="margin-left: 20px;">⑧ 健康で快適な生活を送ることのできる施設 ⑨ 利用しやすく人と環境にやさしい施設</p> <p>(2) 施設概要等</p> <p>ア 構 造：鉄筋コンクリート造</p> <p>イ 階 数：5階建て（5階はプール等）</p> <p>ウ 敷地面積：11,647㎡</p> <p>エ 延床面積：9,500㎡程度</p> <p>オ 主要諸室：普通教室（18室）、多目的教室（3室）、特別教室等（11室）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">階数</th> <th style="width: 80%;">主要諸室・校庭内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校舎</td> <td style="text-align: center;">5階</td> <td>プール、更衣室、電気室、太陽光パネル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1階</td> <td>図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、</td> </tr> </tbody> </table>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル	4階	普通教室（6室）、多目的教室等	3階	普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等	2階	普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室	1階	図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、
種別	階数	主要諸室・校庭内訳													
校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル													
	4階	普通教室（6室）、多目的教室等													
	3階	普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等													
	2階	普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室													
	1階	図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、													

校舎	1階	図工室、特別活動室、保健室、特別支援教室、給食室、地域連携室、PTA室、放課後子ども教室、学童保育室、子育てサロン等
校庭	—	150mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、体育倉庫等

※ 詳細は別添資料1「基本構想・基本計画書」のとおり

## 2 水害の視点を考慮した主な防災対策

- (1) 洪水災害に対応できるよう、主な避難場所となる体育館及び備蓄倉庫は水没しない2階とする。
- (2) 災害対策の拠点となる職員室は体育館同様2階に計画し、避難者への炊出し支援に活用できる家庭科室も2階に配置する。
- (3) 体育館がある2階への直通階段は大階段とし、明確で安全な避難動線を確保する。
- (4) 各階に広い廊下とオープンスペースを設け、災害時に活用する。
- (5) 防災備蓄倉庫は、統合前の各校の備蓄数を足し合わせた備蓄ができる広さとする。
- (6) 受変電設備を含む主要な電気及び機械設備は、水没しない2階以上に配置する。
- (7) 学校施設では初となる非常用発電設備（約28時間継続対応）を設け、災害時に活用する。

## 3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- (1) 主な避難所となる体育館を中心に、開放面積を十分に確保できる外倒し窓を設置し、空気を循環させる構造とする。
- (2) 教室の大きさを縦8m×横8mとし、室内の家具を移動可能な構造とすることにより、在籍児童40名であっても感染症対策に有効な最低限の座席間隔（前後1.1m、左右1m）を確保する。
- (3) 児童が使用する手洗い水栓等の衛生器具を非接触型（センサー式）とするなど、衛生面の配慮を行う。

## 4 今後の予定

- ・ 令和2年7月  
～令和3年3月・・・旧鹿浜中学校校舎解体工事（新校予定地）
- ・ 令和3年7月  
～令和5年2月・・・新校舎建設工事
- ・ 令和5年3月下旬・・・新校舎に移転
- ・ 令和5年4月・・・統合・学校運営開始

今後の方針	住民、統合地域協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。
-------	--

文教委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討内容について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課、 子ども施設運営課、子ども施設入園課 こども支援センターげんき 支援管理課
内容	<p>区立保育園における医療的ケア児の受け入れに向けた検討内容について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 背景</b> 平成28年の児童福祉法、平成29年の保育所保育指針の改定に伴い、自治体に対し、医療的ケア児受け入れの促進及び体制の整備に関する努力義務が課せられた。 こうした国の動きを受け、足立区においても一定の条件のもと、令和3年4月より、区立保育園の医療的ケア児の受け入れを開始する。</p> <p><b>2 医療的ケア児受け入れの要件</b> 国の推奨により平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の一環として、保育所での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られることを目的に策定された「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を基に、受け入れ要件を以下のように定める。</p> <p>(1) 保護者が就労や病気等の理由により、日中保育所等で保育を行うことが必要であること。</p> <p>(2) 集団での保育生活を行うことが可能であること。</p> <p>(3) 保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、緊急時や災害時に備え、事前に主治医及び保護者と対応手順書や搬送する特定の医療機関（後方支援病院）の連絡先について、あらかじめ確認が取れていること。</p> <p><b>3 入所判定の仕組み</b> 対象児の受け入れにあたり、新たに学識者、外部医師、区職員を構成員とする『（仮称）医療的ケア児等支援委員会』を設置する。 本委員会において、主治医からの意見書、行動観察、面談等により、対象児の集団保育が可能であるかを判断する。</p> <p><b>4 保育施設入所までの主な流れ</b> (1) 入所相談 医療的ケア児の総合的支援機関と位置付けする、「こども支援センターげんき」にて、医療的ケア児の専門相談を実施し、</p>

	<p>入所に関する内容と必要な手続きを案内する。</p> <p>(2) 『(仮称) 医療的ケア児等支援委員会』の開催</p> <p>(3) 保育施設利用の入所選考 支援委員会において、集団保育が可能と判断された児童については、保育施設利用申し込みを受理し、実施要項に基づき選考を行う。 なお、利用調整結果によっては、待機となる場合もある。</p> <p><b>5 受け入れ可能とする医療行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経管栄養（経鼻、胃ろう）</li> <li>・ 導尿</li> <li>・ 痰吸引</li> <li>・ 血糖値測定、インスリン注射</li> </ul> <p><b>6 対象年齢</b> 1歳児から5歳児</p> <p><b>7 受け入れ園及び人数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立保育園3園 上沼田保育園、中島根保育園、東綾瀬保育園</li> <li>・ 各園原則2名以内</li> </ul> <p><b>8 今後の取り組み</b></p> <p>(1) 令和3年4月入所に向けて 『(仮称) 医療的ケア児等支援委員会』の設置 令和2年10月の開催に向け、準備を進める。</p> <p>(2) 令和3年4月以降</p> <p>ア 就学に向けた仕組みづくり 進学先の小学校と連携し、就学相談や学校支援（医療的ケア・相談）を行い、円滑なつながりの仕組みを構築する。</p> <p>イ 看護師研修による医療スキルの向上 新たに策定する「看護師人材育成体系」に、医療的ケア専門研修を職層に応じ位置付けし、看護師全体の技術向上を図る。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後の医療的ケア児受け入れに関しては、保護者の利用要望状況を踏まえ、引き続き検討していく。</p>

文教委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	小学校特別支援学級（固定）の新設について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	<p>令和2年7月現在、区立小学校特別支援学級（固定）の知的障がい学級は19校、51学級が設置されている。年々児童は増加し、一部の学校で学級数を4学級にして対応してきた。学校の教室確保の関係もあり、限界になりつつあるため、下記のとおり開設を決定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 設置校</b> 足立区立辰沼小学校</p> <p><b>2 設置理由</b> （1）東湊江小学校は、現在4学級だが、令和3年度入学希望児童の需要増が見込まれ、5学級規模の学校になってしまう。 （2）綾瀬川以东では、知的障がい学級設置校は、六木小学校と東湊江小学校の2校しかない。</p> <p><b>3 設置規模および児童数</b> 1学級 定員8名</p> <p><b>4 開設期日</b> 令和3年4月1日</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
問題点 今後の方針	<p>1 令和2年度予算にて、改修工事費等を計上済。</p> <p>2 区ホームページ等に学級の設置を周知していくとともに、地域への説明、対象者への個別案内を進めていく。</p>



# 足立区立小学校特別支援学級配置図 〈知的固定学級〉

